様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	国民健康保険療養費の支給		
根拠法令名	国民健康保険法	第５４条第１項	
基準法令名	国民健康保険法	第５４条第１項	
所管部署	健康保険　部(局)　保険年金　課(室)　給付　係		
標準処理期間	９０日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【療養費の支給基準　　】

・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

国民健康保険療養費の支給に係る審査基準は、国民健康保険法第５４条第１項の規定に該当していることを基準とする。

【根拠法令及び基準法令】

（療養費）

第５４条　保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。